

# 一般競争の拡大と総合評価方式の取り組みについて

国土交通省関東地方整備局企画部  
技術調査課長

もちつき  
望月

みちあき  
美知秋

## 1. はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

また、現下のわが国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や、不良工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきた。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「法」という)が平成17年3月に成立、4月より施行された。

法では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。

法第8条第1項に基づき、政府は「公共工事の

品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という)を定め、これに従い、法第9条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者および地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

以上から、関東地方整備局においても、法ならびに基本方針に基づき、直轄工事において総合評価方式を円滑に適用し、企業の技術力等の審査・評価を適切に実施していくことが求められている。

## 2. 一般競争入札方式の拡大

公共工事の調達に当たっては、「基本方針」第2の1にて、入札および契約の方法の選択を適切に実施し、落札者の決定に当たっては価格と技術提案の内容を総合的に評価しなければならないとされている。

また、国土交通省関東地方整備局他2地方整備局および旧日本道路公団発注工事における鋼橋上部工事談合事件の発生等も踏まえ、国土交通本省は、「入札談合の再発防止対策」(入札談合再発防止対策検討委員会：委員長事務次官)をとりまとめ平成17年7月29日に公表した。これを受け、入

札談合の再発防止対策の具体的措置として、一般競争入札方式の拡大、総合評価方式の拡大と充実等の通達が各地方整備局に通知（平成17年10月7日）されたところである。

関東地方整備局においてもこれらに関連する通知を受け、一般競争入札方式の拡大は9月1日以降、公告・掲示を行う本官工事から適用（2億円未満の一般競争入札方式については試行として実施）、工事希望型競争入札方式は、11月1日以降契約手続き（技術審査会等）を開始する工事から適用を開始したところである。

一般競争入札方式の拡大

- ① 「再発防止対策」を踏まえ、通達では一般競争入札方式を、2億円以上に拡大することとなっているが、施行については ①平成17年度には3億円以上の工事まで、②平成18年度中に2億円以上の工事まで拡大する。
- ② 併せて、2億円未満の工事（平成17年度においては3億円未満の工事）についても、一般競争入札方式を積極的に試行する。
- ③ 鋼橋・PC橋は工事規模によらず、原則一般競争入札方式を試行する。

一般競争入札は原則総合評価方式を併せて実施  
工事希望型競争入札の導入

おおむね2億円未満の工事について、10数社～20社程度に対して技術資料の提出を求め、入札条件のすべてを満たすものすべてについて競争参加を認める「工事希望型競争入札」を導入し、競争性の向上を図る。

工事希望型においても総合評価方式を積極的に試行

指名業者名の事後公表の推進

各整備局ごとに平成17年4月1日以降に行う全入札件数の少なくとも、おおむね5割において入札参加者名が事後公表となるようその試行を拡大するものとされているが、関東地方整備局は平成17年9月以降入札手続きを開始する工事および業務は、入札参加者をすべて事後公表としたところである。

### 3. 総合評価方式の拡大と充実

総合評価方式については、平成11年度から多様な入札方式として試行的に実施されてきた。

平成15、16年度は全発注金額の2割以上を目標として総合評価方式を実施してきたが、平成17年度は4割以上、平成18年度は5割以上を目標として実施する方針としている。

関東地方整備局における実施方針

- ① 一般競争入札方式を行う工事のみならず、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事を含め、積極的に総合評価方式を適用（試行）する。
- ② 簡易な施工計画等を評価する「簡易型総合評価方式」を新たに導入する。
- ③ 総合評価方式の評価方法である

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点 (100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

の「加算点」の標準を従来の「10点」から「10～50点」（簡易型総合評価方式の場合は「10～30点」）に引き上げる。（本省通達）

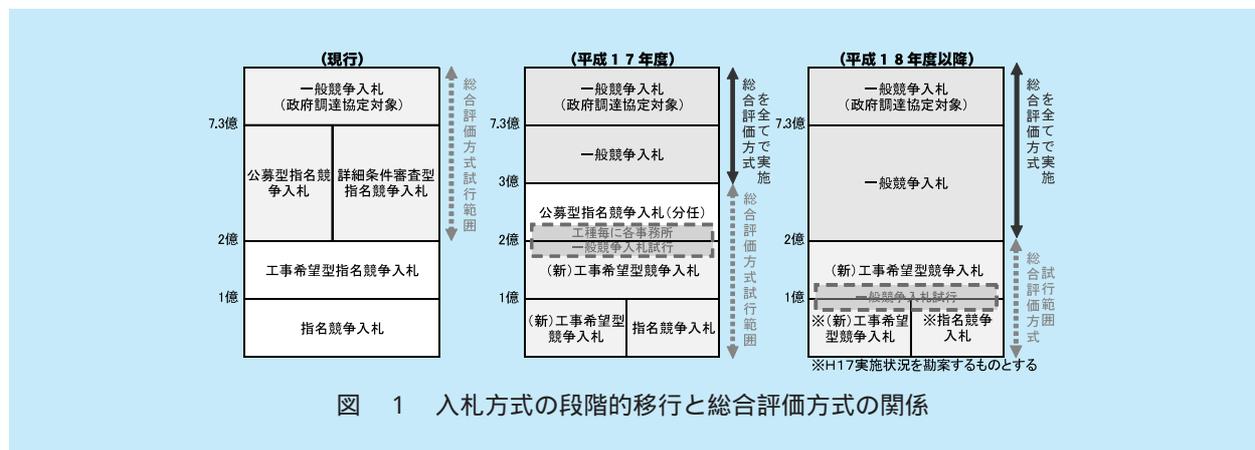


表 1 総合評価（簡易型）の得点配分（一般土木（例））

| 項目                    | 細目                  | 簡易型                  |          |                | 評価内容   |
|-----------------------|---------------------|----------------------|----------|----------------|--|
|                       |                     | 一般競争（WTO 以外）（2～7.3億） |          |                |  |
|                       |                     | 必須項目のみ満点             | 追加項目含み満点 | 1細目別配点<br>対象細分 |  |
| 施工計画<br>（簡易型）         | 工程管理に係わる技術的所見       | 20（21）               | 20（21）   | 10（7）          | 工事内容により<br>3項目または2項目を指定<br>重要な事項の記載あり 優<br>工夫が見られる 良<br>適切である 可<br>不適切である 欠格 |
|                       | 材料の品質管理に係わる技術的所見    |                      |          | 10（7）          |  |
|                       | 施工上の課題に対する技術的所見     |                      |          | 10（7）          |  |
|                       | 施工上配慮すべき事項          |                      |          | 10（7）          |  |
|                       | 安全管理に留意すべき事項        |                      |          | 10（7）          |  |
| ① 企業の技術力<br>企業の施工能力   | 同種工事の施工実績           | 15                   | 16       | 3              | 直轄実績，公団実績，都県実績等評価  |
|                       | 工事成績                |                      |          | 4              | 平均点80点以上 75～80点 70～75点 70点未満   |
|                       | 優良工事表彰              |                      |          | 2              | 局長表彰 事務所長表彰 なし   |
|                       | 安全管理優良請負者表彰         |                      |          | 2              | あり なし  |
|                       | イメージアップ優良工事表彰       |                      |          | 1              | あり なし  |
|                       | コスト削減工事表彰           |                      |          | 1              | あり なし  |
|                       | 事故及び不誠実な行為          |                      |          | 0              | 文書注意 口頭注意 なし   |
|                       | 関連分野での技術開発の実績       |                      |          | 1              | 特許等の技術開発あり なし  |
|                       | 当該工種の手持ち工事量の状況      |                      |          | 2              | 手持ち工事量比率0.5未満 0.5以上1未満 1以上   |
| 配置予定<br>技術者の能力        | 資格                  | 3                    | 3        |                | 小規模工事で評価（1級土木，技術士 資格満たす 資格満たさない）   |
|                       | 同種工事の施工経験           |                      |          | 1              | 現場代理人，監理技術者の経験を評価  |
|                       | 優良工事技術者表彰           |                      |          | 2              | あり なし  |
| ヒアリング                 | 技術者の専門技術力           |                      | 10       | 10             | 「評価 総合的な評価」<br>・中心的な役割で創意工夫等積極的な役割が期待できる<br>・質問に対する回答が明快かつ迅速である等             |
|                       | 当該工事の理解度・取り組み姿勢     |                      |          |                |  |
|                       | 技術者のコミュニケーション力      |                      |          |                |  |
| ② 企業の信頼性・社会性<br>地域精通度 | 地理的条件1（近隣地域での施工実績）  | 5                    | 10       | 2              | あり なし  |
|                       | 地理的条件2（緊急時の施工体制）    |                      |          | 2              | 施工都県内における技術者・資機材等の拠点の有無  |
|                       | 災害協定等による地域貢献の実績     |                      |          | 3              | 直轄との協定 都県との協定 市町村との協定 協定なし   |
|                       | ボランティア活動による地域貢献度の実績 |                      |          | 1              | 活動状況を評価  |
|                       | 労働福祉の状況             |                      |          | 1              | 身障者の雇用状況を評価  |
| 地域貢献度                 | 地産品の使用状況            | 1                    | あり なし    |                |  |
| 合計評価点                 |                     | 43（44）               | 59（60）   |                |  |

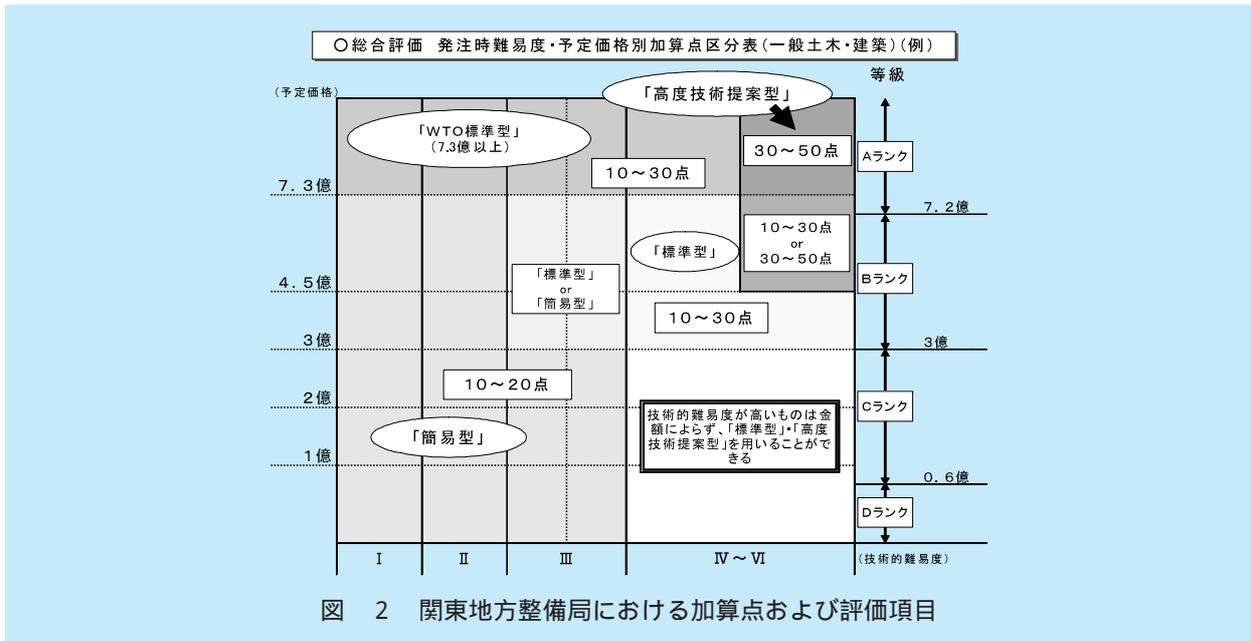
1（ ）は3項目を指定した場合の評価点  
：必須項目，：選択項目  
（注）・各評価項目の配点については，工事の規模・難易度等を考慮して変更することもできる  
・工事の内容等により評価項目を追加することもできる  
・本案件は，試行であり，H17年度の結果を分析して，H18年度以降見直すものとする

#### 4. 総合評価審査小委員会の開催

関東地方整備局では“品確法基本方針第2の4 中立的かつ公正な審査・評価の確保に関する事項”に記載された「国においては，総合評価方式の実

施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは，学識経験者の意見を聴くとともに，必要に応じ個別工事の評価方法，落札者決定についても意見を聴取する。」という事項に基づき，平成17年12月6日に「関東地方整備局総合評価小委員会（以下，小委員会）」を開催した。

小委員会は総合評価落札方式を採用した工事に



おける評価項目，評価方法，評価結果などについて関東地方整備局総合評価審査委員・専門委員などの意見を伺うことを目的としており，総合評価審査委員として横浜国立大学大学院 池田龍彦教授，総合評価専門委員として(財)海洋架橋・橋梁調査会 加島聡常任理事，関東地方整備局より前川秀和企画部長，福吉孝雄技術調整管理官，発注担当事務所長などが出席し，河川工事3件，道路工事3件，営繕工事3件，計9件の工事について，約2時間をかけて審議を行った。

関東地方整備局では今後も総合評価審査委員・専門委員の出席のもと，今年度については合計7回程度の開催，河川工事・道路工事・営繕工事併せて50件以上の工事の審査を行う予定である。



小委員会の開催風景

## 5. おわりに

総合評価方式の活用により，優秀な民間技術力（技術提案）を最大限に引き出し評価・活用することにより，公共工事の品質確保の推進が図られることが，目的の一つであり，われわれ発注者には，その技術提案を的確に審査・評価する技術力を確保していくことが必要不可欠であるとともに，その評価には多分に客観的かつ主観的な判断が求められると考えています。

この制度改革自体まだ途についたばかりですので，発注者自らが「走りながら改善していく姿勢で」前向きに取り組んでいくことが肝要だと考えています。

この制度の運用拡大に当たっては，官民の意識改革とともに広く一般の方々にもご理解いただくことが肝要であると考えております。まずはすべての発注者の皆様が，発注者としての責務を果たすことを目指して着実に取り組んでいただきたいと考えています。